

不祥事防止のための 校内研修用事例集

—信頼される島根の教育を目指して—

令和6年度改訂版

令和7年3月

島根県教育委員会

誰もが、誰かの、 たからもの。

どんなに時代が変わっても、受け継いでいきたい
それは、人のつながり、あたたかさ

さりげないけど、ほっとかない
互いの顔が見える、人間味あふれる関わりが心地いい

今を見つめ、未来に想いをはせる
そんな心を、ときに優しくつつみ、ときにそっと背中を押す

大切に育んできた“つながる力”は、
自分のサイズで、一生懸命生きる人を応援してくれる
未来への原動力

人が人のたからもの
誰もが誰かの応援団

いいけん、
島根県



はじめに

教職員には、地方公務員として服務上の義務が課せられています。とりわけ教職員は、児童生徒の成長に大きな影響を与えることから、専門的知識はもとより、豊かな人間性と使命感が求められます。その職責を十分に理解し、倫理観や規範意識等をより一層高め、服務の厳正に努めることが必要です。

島根県教育委員会は、平成15年開催の「教職員資質向上検討会議」の議論を踏まえ、教職員の不祥事根絶を目的に、翌16年8月に「不祥事防止のための校内研修用事例集」（以下「事例集」という。）を作成しました。その後、平成23年3月に事例集の増補版（事例編・校内研修手法編）を作成し、県内の各公立学校では服務規律確保の校内研修等において、長きに渡り、事例集及び増補版が活用されてきました。

各学校での校内研修の取組等により、本県教職員には日々、児童生徒や保護者、地域の方々から信頼されるべく努めていただいているところですが、現状、不祥事根絶には至っていない状況です。近年においても、毎年不祥事が発生しており、大変遺憾なことに、児童生徒の人権を著しく侵害し学校教育の根幹を揺るがすほどの重大事案も発生しています。

令和4年4月1日には、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行され、教育職員等が児童生徒性暴力等を行うことは、すべて法律違反となることとされたほか、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する総合的な規定が整備されました。法の施行を受け、島根県教育委員会は、令和5年12月に「教職員等による児童生徒性暴力等の根絶に向けて〈島根県教育委員会の総合対策〉」を策定し、児童生徒性暴力等の根絶に向けた取組の強化を進めています。あわせて、同法律の趣旨を踏まえ、「教職員の懲戒処分及び公表の指針」を改正しました。

なお、「教職員の懲戒処分及び公表の指針」については、社会の変化や要請等に応じて適宜見直しを行っており、令和7年2月には、教職員による不適切な指導やパワー・ハラスメントに係る処分基準を加える等、改正を行ったところです。

こうした状況を踏まえ、服務に係る法令・通知等の最新の内容や、県内・全国で近年発生している不祥事事案等の実態を反映させ、各学校における効果的な研修に資するため、事例集を全面改訂しました。

今回の改訂では、従前の事例集及び増補版の考え方や内容を踏襲しつつ、新たに「不祥事発生とその影響」、「児童生徒性暴力等」や「SNS等による児童生徒との不適切なやり取り」の防止などを盛り込むとともに、研修用ワークシートに解説を加えるなど、より使いやすい構成・内容としています。

各学校におかれては、信頼される島根の教育のため、この事例集を積極的に活用していただき、教職員の不祥事防止に向けた取組をさらに充実していただくよう期待しております。

令和7年3月

島根県教育委員会